

請求人宛て

横浜市監査委員	酒	井	良	清
同	高	品		彰
同	前	田		一
同	鈴	木	太	郎
同	藤	崎	浩	太郎

住民監査請求に基づく監査について（通知）
（令和8年7月21日受付）

標記について、合議により別添のとおり決定しましたので通知します。

※ 監査委員の決定に不服がある場合は、この通知があった日から30日以内に、当該住民監査請求に係る違法な行為又は怠る事実につき、住民訴訟を提起することができます。

第1 監査の結果

本件請求について、請求人の主張には理由がないと認めます。（棄却）

第2 請求の受付

1 請求人

（略）

2 請求書の提出日

令和8年7月21日

3 請求の内容

請求の内容は、おおむね別紙1のとおりです。

4 要件審査

監査委員は、令和8年8月3日に要件審査を行い、本件請求が地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条所定の要件を備えているものと認め、監査を実施することを決定しました。

なお、請求人は公金支出の差止めを請求していますが、法第242条第4項に基づく暫定的な停止勧告は、要件を備えていないことから行わないことを決定しました。

地方自治法（抜粋）

（住民監査請求）

第242条 普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。

（第2項から第3項まで省略）

4 第1項の規定による請求があつた場合において、当該行為が違法であると思料するに足りる相当な理由があり、当該行為により当該普通地方公共団体に生ずる回復の困

難な損害を避けるため緊急の必要があり、かつ、当該行為を停止することによつて人の生命又は身体に対する重大な危害の発生の防止その他公共の福祉を著しく阻害するおそれがないと認めるときは、監査委員は、当該普通地方公共団体の長その他の執行機関又は職員に対し、理由を付して次項の手続が終了するまでの間当該行為を停止すべきことを勧告することができる。この場合において、監査委員は、当該勧告の内容を第1項の規定による請求人（以下この条において「請求人」という。）に通知するとともに、これを公表しなければならない。

第3 監査の実施

1 監査対象事項の決定

横浜市長の言動にかかる第三者による調査（以下「本件調査」といいます。）依頼のための支出において、違法又は不当な財務会計上の行為が存在するか否かを監査対象事項としました。

なお、請求人は、市は「神奈川県弁護士会の会長に推薦・斡旋依頼を行ったが」、「組織として利害関係のある神奈川県弁護士会以外の東京の弁護士会への推薦・斡旋依頼をしなかったのは不可解」、「第三者適合性（公正・中立・公平性）に問題がある」と主張していますが、法第242条第1項の規定によれば、住民監査請求の対象は、財務会計上の行為又は怠る事実限定されているところ、調査依頼のためにいずれの弁護士会に推薦を依頼するかは財務会計上の行為等には該当しないと解されることから、当該主張における部分については、監査を実施しないことを決定しましたが、監査を実施する過程において、これらにつき、後記第4、2(3)及び3(2)記載の事実関係を確認することができました。

2 監査対象局

総務局を監査対象局としました。

3 証拠の提出及び陳述の聴取

監査委員は、法第242条第7項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を設け、令和8年8月17日に追加の証拠の提出を受けるとともに、同年8月28日に陳述を聴取しました。

また、監査委員は、令和8年8月21日に監査対象局から見解書（別紙2のとおり）の提出を受けるとともに、令和8年8月28日に監査対象局職員から陳述を聴取しました。

第4 監査の結果

1 請求人及び監査対象局職員の陳述

請求人及び監査対象局職員から聴取した陳述内容は、おおむね別紙3のとおりです。

2 事実関係の確認

請求人からの提出書面及び請求人の陳述、監査対象局からの提出書面及び監査対象局職員の陳述並びに監査委員の調査により、監査対象事項について、次の事実を認めました。

(1) 本件調査依頼に至る経緯について

令和8年1月11日、横浜市長（当時。以下「X市長」といいます。）による威圧的な言動やパワーハラスメントがあったとして、報道機関が人事部長（当時。以下「Y部長」といいます。）による実名での告発を報じました。同月15日に、Y部長は記者会見を行い、今回の行動を、X市長の言動を是正することを目的とした「公益通報」と位置付け、具体的な問題行動について言及しました。同月16日にX市長が記者会見を行い、一部事実を認めた一方、認識にない内容があるとして、告発の一部内容については否定しました。

同月28日、横浜市会は、X市長とY部長の主張に隔たりがあるとして、事案の「真相究明を求める決議」を可決し、市長の影響が及ばない「公正・中立で専門性を有した第三者的な組織」による調査実施を要望しました。

同月29日、上記市会の決議を受けて、市のコンプライアンス委員会の開催を経て、本件調査の実施が決定されました。

(2) 第三者調査の制度的位置付け

本件調査に関する基本的な事項については、「横浜市長の言動にかかる第三者による調査に関する要綱」が令和8年2月20日に副市長により決裁され、同日制定されています。

なお、本件調査については、調査を行う組織を附属機関として設置するための法律又は条例の定めはなく、調査を実施した第三者は法第138条の4第3項に規定する附属機関としての要件を満たしていません。

地方自治法（抜粋）

第138条の4 普通地方公共団体にその執行機関として普通地方公共団体の長の外、法律の定めるところにより、委員会又は委員を置く。

- 2 普通地方公共団体の委員会は、法律の定めるところにより、法令又は普通地方公共団体の条例若しくは規則に違反しない限りにおいて、その権限に属する事務に関し、規則その他の規程を定めることができる。
- 3 普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

(3) 本件調査の依頼先の決定について

本件調査については、第三者による調査を行うこと及び神奈川県弁護士会に対して弁護士の推薦依頼を行う旨の方針が、令和8年2月4日に副市長により決裁されていることが確認できます。

調査委員の選定について、弁護士職の推薦を行った理由として、監査対象局からの説明によれば「本件の調査に適しているのは、中立・公平な立場で専門知識を有している弁護士職が最も適切であると判断した」とのことです。

推薦依頼に際しては、神奈川県弁護士会に対して、以下の項目を条件としています。

ア 本市の附属機関の委員や顧問等の委嘱を受けていないこと

イ 前人事部長が記者会見に用いた文書に記載された個人に関して、日本弁護士連合会の「地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針」（以下「日弁連指針」といいます。）に例示される利害関係者及び過去5年間に於いて利害関係者の立場にあった者でない者

ウ 調査途中で委員が利害関係者であることが判明した場合は、当該弁護士の代わりにア、イの要件を満たした新たな弁護士を推薦すること

監査対象局からの説明によれば、神奈川県弁護士会には多数の弁護士が所属しており、その中から本市や調査対象者との間に利害関係を有しない弁護士の推薦を受けることが可能であると判断したとのこと。実際に、本件調査に従事した調査委員は、相模原支部所属の弁護士2名及び川崎支部所属の弁護士1名でした。

なお、監査対象局によれば、神奈川県弁護士会が推薦依頼に応じない場合には他の弁護士会への依頼も選択肢としていたものの、同弁護士会から本件に対応する意向が示されたため、同会に推薦を依頼したものであるとのこと。

(4) 本件調査の依頼（契約）手続について

本件調査に係る推薦依頼は令和8年2月4日に副市長により決裁されており、同日に神奈川県弁護士会へ発出されています。それに対するものとして、回答書を令和8年2

月 25 日に收受し、供覧しています。回答書には、A 弁護士、B 弁護士、C 弁護士の 3 名の名前があります。さらに、推薦に係る書類送付として、推薦された弁護士の略歴等が分かる文書が收受され、供覧されています。そして、推薦を受けた弁護士への依頼は個別に起案されており、令和 8 年 3 月 13 日付で副市長に決裁され、同日に 3 名の弁護士それぞれに対して発出されています。

この依頼文では、本件調査依頼に対する承諾書の提出を求めるとともに、市から依頼する調査の内容、調査要綱及び報酬基準を示した上で就任を依頼しており、各弁護士からは、同月 16 日付で承諾書の提出を受けています。

また、補助員については、令和 8 年 3 月 16 日付で、A 弁護士から副市長宛てに 2 名の推薦書が、同月 17 日付で 1 名の推薦書が出されています。推薦書には D 弁護士、E 弁護士、F 弁護士の 3 名の名前が略歴とともに記載されています。それぞれの補助員への依頼は副市長により決裁されており、同月 16 日付で E 弁護士、F 弁護士の 2 名が、同月 18 日付で、D 弁護士への依頼が発出されています。「横浜市長の言動にかかる第三者による調査に関する要綱」第 3 条では、「調査委員は、調査にかかる事務を補助させるため、横浜市と調整のうえ、専門的な知識及び経験を有する弁護士を 3 名まで補助員とすることができる。」とあり、補助員を置くことが認められています。

横浜市長の言動にかかる第三者による調査に関する要綱（抜粋）

（補助員）

第 3 条 調査委員は、調査にかかる事務を補助させるため、横浜市と調整のうえ、専門的な知識及び経験を有する弁護士を 3 名まで補助員とすることができる。

調査の決定から契約の締結までの事実関係を時系列で整理すると次表のとおりとなります。

日付	事実経過
1 月 15 日	前総務局人事部長が市長による問題ある言動について記者会見
1 月 28 日	横浜市会が全会一致で「真相究明を求める決議」
1 月 29 日	市コンプライアンス推進委員会開催 調査実施が決定
2 月 4 日	総括コンプライアンス責任者（担当部署：総務局コンプライアンス推進課）が神奈川県弁護士会に調査委員の推薦を依頼
2 月 20 日	横浜市長の言動にかかる第三者による調査に関する要綱を制定
2 月 25 日	神奈川県弁護士会からの回答書を受領 神奈川県弁護士会と報酬基準等に関する事前協議
2 月 27 日	神奈川県弁護士会と報酬基準に関する事前協議
3 月 10 日	神奈川県弁護士会と報酬基準に関する事前協議
3 月 13 日	推薦のあった調査委員 3 名への依頼を決裁 横浜市長の言動にかかる第三者による調査に関する報酬基準を制定

3月16日	調査委員3名から承諾書を受領。調査委員に就任。調査開始 補助員2名の推薦書を受領、同日に依頼を決裁
3月17日	補助員2名から承諾書を受領。補助員として就任 補助員1名の推薦書を受領
3月18日	補助員1名への依頼を決裁
3月19日	補助員1名からの承諾書を受領。補助員として就任

(5) 調査体制について

ア 調査委員

A弁護士 B弁護士 C弁護士

イ 補助員

D弁護士 E弁護士 F弁護士

ウ 調査内容

日弁連指針に基づき、以下の事項を実施

(ア) 1月15日にY部長が記者会見の際に配付した文書中に記載されている事実関係
の調査、認定、評価

(イ) 前項に関連する事項において、その他必要と認める事項

エ 調査期間

令和8年3月16日から7月31日まで

(6) 調査期間の延長について

本件調査の期間は、当初の令和8年2月4日付神奈川県弁護士会への推薦依頼文では、
報告書の作成まで3か月程度を見込んで依頼を行っています。

令和7年度中の依頼について、令和8年3月13日付の依頼文を確認すると、依頼期
間は、承諾日から令和8年3月31日までとされています。令和8年度中の依頼につい
ては、令和8年3月27日付の依頼文では、令和8年4月1日から同年7月31日までと
されています。

監査対象局からの説明によると、調査委員が、調査計画を策定する中で、調査の全体
像とそれに係る事務量（予想されるアンケート回答数、ヒアリング人数）を積算した結
果、7月末までかかるとの見通しを伝えられたことから、期間設定をしたとのこと。

(7) 本件調査の依頼に係る支出について

ア 報酬基準の制定

本件調査に係る支出額を定めるものとして、「横浜市長の言動にかかる第三者によ

る調査に関する報酬基準の制定について」が起案され、令和8年3月13日に副市長により決裁されていることが認められます。

調査委員及び補助員に対する報酬額は、横浜市が定めた「横浜市長の言動にかかる第三者による調査に関する報酬基準」に基づき算定されています。なお、当該報酬基準は、県弁護士会から推薦を受けた調査委員候補者との事前協議を踏まえ、令和8年3月13日付で副市長決裁により定められたものです。

イ 執行伺

本件調査に係る支出については、執行伺にあたるものとして「「第三者による調査依頼」について」が起案され、副市長により決裁されていることが認められます。

本件調査における執行伺（「第三者による調査依頼」について）には、1趣旨 2依頼事項 3依頼期間 4調査を依頼する弁護士 5執行予定概算額 6支払方法 7支出科目 8所得税及び復興特別所得税額 9施行案 が記載されています。また、添付資料として、依頼文、支出負担行為書のほか、日弁連指針が添付されています。

なお、予算科目は7節の報償費となっています。

ウ 契約手続

監査対象局によると、本件調査において、横浜市契約規則（昭和39年規則第59号）第34条第3項第4号により契約書の作成を省略することができる場合に該当するものと解されることから、契約書や注文請書という名称の書面は作成しておらず、市から調査委員等へ示した依頼文書、調査要綱、報酬基準及び調査委員等からの承諾書をもって、依頼内容、履行期間、報酬額の算定方法、支払方法、資料の取扱い等の主要な内容を書面上で確認しているとのこと。

横浜市契約規則（抜粋）

（契約書の作成）

第34条 前2条の規定により契約書を作成する場合は、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金等に関する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質または目的により該当のない事項については、この限りでない。

（第1項第1号から第2項まで省略）

3 第1項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。

（1）契約金額3,000,000円以下の物品の製造の請負契約又は第27条の2第2号から第6号までに掲げる契約（当該各号に掲げる契約の種類に応じ当該各号に定める金額以下のものに限る。）を締結する場合

- (2) 物品の買受人が代金を即納し、その物品を引き取る場合
- (3) 災害の発生等により緊急に契約を締結する必要がある場合
- (4) その他随意契約で市長が契約書を作成する必要がないと認める場合

また、契約の根拠としては、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」といいます。）第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約であり、理由として、本件調査の調査委員等には専門的な見地から事実関係の調査・認定・評価を行い、報告書を取りまとめて対外的に説明する能力が求められることから「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」に該当すると解釈したからと説明しています。

地方自治法施行令（抜粋）

（随意契約）

第 167 条の 2 地方自治法第 234 条第 2 項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第 5 上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。
- (2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

そして、見積書の徴収については、本件調査は市が報酬基準を定め、その内容を承諾したものが調査に従事するという性質であり、横浜市契約規則第 27 条第 2 項に基づき見積書を徴収し難いものであるという理由から、見積書の徴収を省略しているとのことです。

横浜市契約規則（抜粋）

（見積書の徴収）

第 27 条 随意契約を締結しようとするときは、当該契約に必要な事項を示し、2 人以上から見積書（当該見積書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下この条において同じ。）を徴さなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 契約の性質又は目的により契約の相手方を特定せざるを得ないとき。
- (2) 災害の発生等により緊急を要するとき。
- (3) 予定価格が市長の定める金額以下であるとき。
- (4) 前 3 号に定めるもののほか 2 人以上から見積書を徴する必要がないと認められるとき。

2 前項の規定にかかわらず、契約の性質上、市長が見積書を徴収し難いと認めたときは、見積書の徴収を省略することができる。

そのため、契約書及び見積書と名称の付く文書はありませんでした。

エ 支出命令

本件調査に係る支出額を確定するための伺が月ごとに起案され、課長決裁されてい

ます。支出額確定の伺には、承諾書及びタイムチャージシート、事務的経費明細、公式説明等明細その他の関係書類（以下「タイムチャージシート等」といいます。）が添付されており、タイムチャージシート等の記載情報に基づく支出額の計算がなされ、その月の支出額の決定をしています。支出額確定の伺で決定した金額が支出命令として起案され、課長決裁されています。前月の実績に基づいて弁護士から提出された請求書による金額が、月末までに支払われていることが確認できます。支出額確定の伺で決定した支払額と弁護士からの請求書の金額が毎月一致していることが確認できます。

各月の支出状況については、以下の表のとおりです。

支出額（円）

	A 弁護士	B 弁護士	C 弁護士	D 弁護士	E 弁護士	F 弁護士	月合計
4 月	782,016	282,205	346,500	236,500	236,500	203,280	2,087,001
5 月	1,570,825	960,225	1,118,014	742,500	987,398	748,893	6,127,855
6 月	1,533,635	905,194	1,164,323	671,000	1,345,762	1,181,155	6,801,069
7 月	1,239,921	1,434,791	1,099,555	1,005,253	1,769,531	697,338	7,246,389
8 月	1,697,625	1,601,564	1,275,619	1,595,000	1,863,104	1,338,495	9,371,407
合計	6,824,022	5,183,979	5,004,011	4,250,253	6,202,295	4,169,161	31,633,721

支出手続の流れ

支払月	対象業務期間	金額確定伺決裁日	支出命令決裁日	支払日
4 月	3/16～3/31	4/20	4/22	4/28
5 月	4/1～4/30	5/18	5/19	5/27
6 月	5/1～5/31	6/16	6/19	6/29
7 月	6/1～6/30	7/15	7/16	7/29
8 月	7/1～7/31	8/18	8/20及び8/24	8/28

3 監査委員の判断

以上を踏まえ、監査委員は、次のとおり判断しました。

(1) 本件調査の実施について

本件調査の実施については、Y 部長からの X 市長の言動等についての告発を発端とし、X 市長と Y 部長の主張に隔たりがあるとして、市会による「真相究明を求める決議」がなされたことを受けて、決定したものと認められます。決定に際しては、市のコンプライアンス委員会でも決議がなされ、本件調査に係る要綱の制定や調査依頼に関する起案が存在し、副市長によって決裁されていることから、意思決定として適切に手続がなされていることが認められます。さらに、本件調査を実施するか否かは行政の裁量的判断

に属する事項であるものの、市会において「真相究明を求める決議」がなされていたこと、本件の調査対象が市役所内部の事案であり、行政内部のみで調査を行った場合には透明性及び調査結果に対する信頼性の確保に課題が生じ得ること、また、当該状況を放置した場合には市会及び市政運営に対する市民の信頼の低下や行政運営の支障を招くおそれがあったことを総合的に勘案すると、本件調査の実施には合理的な必要性があったものと認められます。

(2) 本件調査における依頼先の選定について

本件請求において請求人は、「神奈川県弁護士会の会長に推薦・斡旋依頼を行ったが」、「組織として利害関係のある神奈川県弁護士会以外の東京の弁護士会への推薦・斡旋依頼をしなかったのは不可解」、「第三者適合性（公正・中立・公平性）に問題がある」と主張しています。

しかし、「第3 監査の実施 1 監査対象事項の決定」で記載したとおり、調査依頼のためにいずれの弁護士会に推薦を依頼するかは、住民監査請求の対象となる財務会計上の行為等には該当しないと解されます。

監査対象事項ではありませんが、監査対象局からの説明に不合理な点はなく、一般に、地方公共団体が、調査の公正性及び中立性を確保する観点から、所在地を管轄する弁護士会に対し、本件に利害関係を有しない弁護士の推薦を依頼し、その推薦に基づき調査委員を選定することは、本件のような事実調査を行う調査委員の選定方法として、社会通念上相当であると認められます。

(3) 本件調査に係る公金の執行手続について

ア 契約の成立について

地方公共団体は、法令に特別の定めがある場合を除き、私人と同様に私法上の契約主体となります。法第 234 条第 1 項においては、地方公共団体の契約の締結について規定していますが、同条にいう契約とは、地方公共団体が私人と対等の地位において締結する私法上の契約をいうと解されています。

そして、私法上の契約は原則として、契約書の作成の有無にかかわらず、当事者間において内容についての意思表示の合致があれば成立します。

地方自治法（抜粋）

（契約の締結）

第 234 条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

本件調査は、市が神奈川県弁護士会から推薦を受けた調査委員及び補助員に対し、個別に調査を依頼し、各弁護士がこれを承諾することにより実施されたものと認められます。このような経過に照らすと、市と調査委員及び補助員との間には、調査業務の遂行及びその対価としての報酬の支払を内容とする契約関係が成立していたものと認められます。

なお、契約の締結については、横浜市事務決裁規程（昭和 47 年達第 29 号）別表第 1 に「重要な契約に関すること」は、副市長専決事項として定められています。本件調査についても各弁護士への依頼の決裁を副市長が行っていることから、契約締結の権限がある者によって適切な意思決定がなされていたものと認められます。

横浜市事務決裁規程（抜粋）

（市長の決裁事項等）

第 3 条 市長の決裁事項並びに副市長、局長、部長及び課長の専決事項は、別表第 1 のとおりとする。ただし、第 2 条第 1 項第 6 号に定める室長の専決事項については、その室の所掌する事務のうち、各局において別途定めるものに限ることとする。

別表第 1

7 契約に係る事項

副市長専決事項
(1) 重要な契約に関すること。

イ 契約の性質について

この契約関係の法的性質について検討すると、民法（明治 29 年法律第 89 号）において、他人の事務処理を引き受ける契約としては、請負契約、委任契約及び準委任契約があります。

類型	請負契約 (民法第 632 条)	委任契約 (民法第 643 条)	準委任契約 (民法第 656 条)
契約の目的	仕事の完成	法律行為の処理	法律行為以外の事務処理
成果物の完成	必要	不要	不要
報酬の対象	完成した成果物	事務処理の遂行	事務処理の遂行
受任者の義務	成果物の完成義務	善良な管理者の注意義務 (第 644 条)	善良な管理者の注意義務 (第 644 条)
委託者の指揮命令との関係	必ずしも予定しない	独立的処理を予定	独立的処理を予定

まず、民法第 632 条は、「請負は、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。」と規定しています。本件調査については、最終的に調査結果報告書が作成されていることから、その作成及び提出を仕事の完成と捉え、請負契約として理解する余地があります。

しかしながら、本件における報酬は、調査結果報告書の提出時に一括して支払われるものではなく、月ごとに支払われており、その額についても実際に要した調査時間に応じて算定されていることが認められます。このことからすると、本件契約の実質は、一定の成果物の完成に対して報酬を支払うものというよりも、継続的に行われる調査業務の遂行そのものに対して報酬を支払う性格を有しているものと解されます。

一方、民法第 643 条は、「委任は、当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる。」と規定しており、さらに同法第 656 条は、「この節の規定は、法律行為でない事務の委託について準用する。」（「この節」とは民法第 643 条から第 656 条のこと）と規定しています。本件調査は、専門的知見を有する弁護士に対し、事実関係の調査、資料の分析、関係者への聴取及び評価といった法律行為（訴訟代理など）ではない事務の処理を委託するものであり、その内容は実質的に民法第 656 条に規定する準委任の性質に整合するものと認められます。

また、監査対象局の説明によれば、本件調査については、調査の客観性及び中立性を確保する観点から、市の指揮命令によることなく、調査委員らの専門的かつ独立した判断に基づいて実施されることが求められていたとのことです。準委任契約は、受

任者が委任者の指揮監督の下で労務を提供する雇用契約とは異なり、受任者が自らの裁量と専門的知見に基づいて事務処理を行うことを予定する契約類型であることから、本件調査に求められていた独立性及び中立性とも整合するものと認められます。

民法（抜粋）

（請負）

第 632 条 請負は、当事者の一方がある仕事を完成することを約し、相手方がその仕事の結果に対してその報酬を支払うことを約することによって、その効力を生ずる。

（委任）

第 643 条 委任は、当事者の一方が法律行為をすることを相手方に委託し、相手方がこれを承諾することによって、その効力を生ずる。

（準委任）

第 656 条 この節の規定は、法律行為でない事務の委託について準用する。

ウ 契約の締結（随意契約）について

本件請求において請求人は、本件支出について「随意契約による場合、地方自治法第 234 条第 2 項及び地方自治法施行令 167 条の 2 に照らし少額随意契約の上限額である 200 万円を超えている。」と主張しています。

施行令第 167 条の 2 第 1 項は、随意契約によることができる場合として、同項第 1 号の少額随意契約のほか、第 2 号以下において契約の性質や目的等に着目した各種の例外事由を定めています。本件調査は、X 市長の言動に関する問題提起及びこれに対する真相究明を求める市会決議を受けて実施されたものであり、公平性及び中立性を確保した上で高度な専門性を有する者による調査が必要とされるため、調査委員等には、専門的知見に基づき独立した立場から事実関係を調査し、その認定及び評価を行う能力が必要とされる事案であったことが認められます。加えて、依頼予定の弁護士の略歴等に関する情報提供を求めていたことから、監査対象局が、本件調査を依頼する相手方としての適格性及び妥当性について検討していたことが認められます。

このような本件調査の性質及び目的に照らすと、調査業務の適切な履行を確保する上では、価格のみをもって受託者を選定することは相当ではなく、受託者の専門性、経験、能力及び中立性等を総合的に考慮する必要があったものと認められます。したがって、その性質又は目的が競争入札に適しない契約として、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する場合に該当すると認められます。

このことから本件支出については、同号を根拠として随意契約によることができる

ものであり、少額随意契約に係る同項第1号の金額基準の適用を前提とする請求人の主張は認めることができません。

なお、横浜市予算事務取扱要綱第15条第4項では「執行伺には、原則として次に掲げる事項を記載し、必要な書類を添付しなければならない。」として、「(1)目的 (2)執行方法 (3)根拠法令、工事の根拠となる契約等 (4)執行予定金額又は執行予定概算額 (5)所属年度 (6)支出科目 (7)その他執行に関し必要な事項」を記載する必要があるとされています。

本件では、根拠法令である施行令第167条の2第1項第2号及び随意契約とする理由が執行伺等に明示されていませんでした。契約締結時における判断過程を事後的に検証可能なものとするとともに、契約相手方の選定が公正かつ適正なものであったことを対外的に説明できるようにするために、随意契約理由及び該当性の判断根拠については、意思決定文書上明確に記録しておくことが望ましいと考えられます。一方で、意思決定に際して推薦書が添付されており、被推薦者以外を契約の相手方とすることが想定されていない事情がうかがわれ、当該推薦書は実質的に同号による随意契約の理由を示す文書として機能していたものと認められます。したがって、意思決定過程において同号への該当性について検討が行われていなかったとまでは認められず、随意契約とする理由の記載がないことのみをもって契約に関する意思決定の効力に影響を与えるものではありません。

ただし、施行令に定められる随意契約の目的として、支出額が不当に高額になることを防止する目的があるため、金額設定においては裁量権の逸脱・濫用の可能性があります。それについては「(3)カ 本件調査における報酬額の算定について」で後述します。

横浜市予算事務取扱要綱（抜粋）

（執行伺）

第15条（第1項から第3項まで省略）

4 執行伺には、原則として次に掲げる事項を記載し、必要な書類を添付しなければならない。

- (1) 目的
- (2) 執行方法
- (3) 根拠法令、工事の根拠となる契約等
- (4) 執行予定金額又は執行予定概算額
- (5) 所属年度
- (6) 支出科目
- (7) その他執行に関し必要な事項

エ 契約書の作成について

本件請求において請求人は、本件支出について「6名それぞれが100万円とするならば、法では、契約書の作成は省略できるが、調査員、補助員それぞれから、見積書や注文請書に相当する契約関係の証拠文書の提出、徴収をせねばならないところ、それをしておらず違法である。」と主張しています。

監査対象局から提出された資料を確認したところ、契約書という名称の文書は存在せず、見積書や注文請書という名称の文書も存在しませんでした。しかしながら、横浜市契約規則第34条第3項第4号では、「その他随意契約で市長が契約書を作成する必要がないと認める場合」（以下本項において、横浜市契約規則で位置付けられる「市長」とは横浜市契約事務委任規則（平成11年規則第37号）に基づき、事務を委任されている職員を指します。）には、契約書の作成を省略することができると規定されています。契約書を交わさなかったことについて、監査対象局によると、調査委員等へ示した依頼文書、調査要綱、報酬基準及び調査委員等から提出された承諾書により、依頼内容、履行期間、報酬額の算定方法、支払方法等の契約内容が書面上確認できるため、横浜市契約規則第34条第3項第4号に基づき契約書を作成する必要がないと認める場合に該当するとの考えから、契約書の作成を省略したものとのことです。

また、横浜市契約規則第27条第2項では、契約の性質上、市長が見積書を徴収し難いと認めたときは、見積書の徴収を省略することができると規定されています。見積書の徴収を行わなかったことについて、監査対象局によると、本件調査は市が報酬基準を定め、その内容を承諾したものが調査に従事するという性質であり、横浜市契約規則第27条第2項に基づき見積書を徴収し難いものであるため、見積書の徴収を省略したものとのことです。

横浜市契約規則による規定で省略が可能とされており、省略の理由として不合理な点がないことから、契約書や見積書と題する書類の不存在のみで、違法又は不当の判断ができるものでないと解されます。一般に、契約書作成の主たる目的は、契約の成立及びその内容を明確にし、当事者間の権利義務関係を確認可能な状態にするとともに、紛争が生じた際の証拠を保全することにあると考えられます。つまり、契約書という表題を有する文書の存否そのものではなく、契約関係の成立及び主要な契約条件

が客観的資料により確認できる状態にあるか否かが重要です。この点、監査対象局から提出された関係資料によれば、各調査委員及び補助員に対する依頼内容、報酬体系、履行期間その他の主要な契約条件は、依頼文書、調査要綱、報酬基準及び承諾書によって確認することができます。

したがって、契約書、見積書又は注文請書に相当する名称の書類が存在しないことのみをもって、本件支出が違法又は不当であると認めることはできません。

オ 契約の延長について

本件調査の期間については、地方公共団体の予算及び会計が会計年度ごとに区分して処理されるべきものであることから、令和7年度における契約期間は令和8年3月31日までとして設定されていたことが認められます。その後、市は令和8年度における新たな契約として、調査期間を令和8年7月31日までと定めて調査委員等への依頼を行っていることが認められます。したがって、本件は既存契約の履行期間を変更する事案ではなく、年度ごとに契約関係を整理した上で新たな契約を締結したものといえます。

調査期間が当初予定されていた3か月よりも延長されたことについては、監査対象局によれば、調査委員から市に対し、調査対象者へのヒアリングや資料精査等の結果、当初の想定よりも調査に時間を要することが判明し、調査完了時期が令和8年7月末頃となる見込みである旨の説明がなされたとのことでした。

本件調査は、市長の言動に関する事実関係について第三者の立場から調査、認定及び評価を行うものであり、調査対象者数や調査範囲を事前に確定することが困難な性質を有していたことからすれば、調査の進捗に応じて完了時期の見込みが変更されたことには合理的な理由があったものと認められます。

したがって、本件において契約変更手続を行っていないなどの契約規則に反する事項は認められず、延長理由についても合理性が認められることから、契約延長の手続及び契約期間の設定について、違法又は不当な点は認められません。

カ 本件調査における報酬額の算定について

報酬額の多寡については、単独随意契約を行っていることから、金額設定に裁量範囲の逸脱・濫用がなかったかどうか判断する必要があります。

監査対象局から提出された資料を確認したところ、市は、神奈川県弁護士会から推

薦を受けた調査委員候補者との事前協議を踏まえ、令和8年3月13日付で報酬基準を定めています。同基準では、調査委員及び補助員の委員活動費を1時間当たり2万円（税別）とするタイムチャージ方式を採用するとともに、事務的経費については実費相当額、公式説明等については1回当たり5万円（税別）と定めています。

まず、委員活動費の基準額である1時間当たり2万円（税別）について検討すると、本件調査は、市長の言動等に関する事実関係について、弁護士としての高度な専門的知見に基づき調査、分析、認定及び評価を行うことが求められるものであり、その業務内容には高い専門性が要求されていました。監査対象局によると、本件調査に係る報酬額は、本市又は他都市の第三者調査等に伴う調査員の報酬を参考として調査委員候補者と事前協議を行ったものとのことでした。本件調査に係る調査の専門性を踏まえると、1時間当たり2万円（税別）という額は、一般的な法律相談の専門性・料金と比して、著しく高額であるとは認められません。

次に、報酬算定方法について検討すると、本件調査は、調査開始時点において対象者数、聴取回数、収集資料の量その他の調査範囲を事前に確定することが困難な性質を有していました。このため、市は、日弁連指針において例示されているタイムチャージ方式を採用したと説明しています。このような本件調査の性質に照らすと、実際の従事時間に応じて報酬額を算定する方式を採用したことについて、不合理な点は認められません。

さらに、報酬の支払に当たっては、請求書のほか、タイムチャージシート等の提出を求め、支出命令の前段階で、支出額確定の伺を課長決裁することで、監査対象局においてその内容を確認した上で支払う運用が採られていたことが認められます。

これらの事実によれば、本件調査に係る報酬額は、あらかじめ定められた報酬基準に基づいて算定されており、社会通念上著しく高額であるとは認められず、その支払についても実際の業務実績を確認した上で行われる仕組みが設けられていたことが認められるため、報酬基準の設定過程、基準額の水準、報酬算定方法及び支出手続を総合的に考慮しても、これらについて裁量権の逸脱又は濫用があったと認めることはできません。

キ 本件調査における支出命令について

4月支払分から8月支払分までの支出については、各弁護士からの請求書等に基づ

く支出額確定の伺及び支出命令が、課長により決裁されており、横浜市事務決裁規程に基づく適切な決裁権者の決裁を経て支払われていることが認められます。また、支払額についても、あらかじめ定められた報酬基準に基づき算定されています。

横浜市事務決裁規程（抜粋）

（市長の決裁事項等）

第3条 市長の決裁事項並びに副市長、局長、部長及び課長の専決事項は、別表第1のとおりとする。ただし、第2条第1項第6号に定める室長の専決事項については、その室の所掌する事務のうち、各局において別途定めるものに限ることとする。

別表第1

8 出納その他財務に係る事項

課長専決事項
(6) 支出命令に関する事。

支出負担行為から支出命令までの手続部分においては、以下の点が認められました。

(ア) 補助員の推薦書を受領した3月16日より前の3月13日に補助員への依頼の起案及び支出負担行為書の出力がされており、時系列の矛盾が生じています。監査対象局の説明によると、13日の時点で補助員の推薦に関する連絡をA弁護士から受けており、速やかに対応するために同日に手続を行ったとのこと。このことについて、要綱には、補助員を推薦できるのは調査委員とされているため、A弁護士が調査委員として就任した16日以降に手続を行うべきであったといえます。ただし、結果として支出金額に影響はありませんので、これにより不当な支出であるとは認められません。

(イ) 各月の弁護士から提出された請求書を確認すると、4月支払分及び5月支払分の請求金額欄に記載されている金額は源泉徴収後の金額となっており、6月以降の支払分の請求書の請求金額欄に記載されている金額は源泉徴収前の額となっています。しかし、請求書には内訳が記載されており、支出額に誤りがないことは確認ができるため、これにより不当な支出であるとは認められません。

(ウ) 4月支払分及び5月支払分のB弁護士からの事務的経費明細を確認すると、「録音機器購入」及び「SDカード購入」という記載が見られます。報酬基準第4条第3項において「事務的経費のうち、少額で通常の事務所経費として一般的に発生するもの（通常の電話代、文具費等）は、原則としてタイムチャージに含まれるものとし、市は別途負担しない。ただし、特に多額となることが見込まれ

る場合には、事前協議の上、市が負担することができる。」と規定されており、録音機器及びSDカードについては少額で通常の事務所経費として一般的に発生するものに該当しないものとして、事前協議の上、市が負担することに決定したものとみられます。このことについて不合理であるとまではいえず、調査においての必要性もあることから、不当であるとまではいえません。

横浜市長の言動にかかる第三者による調査に関する報酬基準（抜粋）

第4条（事務的経費の範囲）

- 3 事務的経費のうち、少額で通常の事務所経費として一般的に発生するもの（通常の電話代、文具費等）は、原則としてタイムチャージに含まれるものとし、市は別途負担しない。ただし、特に多額となることが見込まれる場合には、事前協議の上、市が負担することができる。

(エ) 8月支払分のE弁護士からの事務的経費明細を確認すると、「7月分9月振込予定」という支払手数料の記載が認められます。他の月の事務的経費明細を確認したところ、当該支払手数料は反訳業者への支払いに係るものであり、反訳業者への実際の支払いは、市からの支出があった月の翌月に行われていたことが確認できます。そのため、市からの支払の際には反訳業者からの領収書が弁護士の手元になく、支払予定額が確認できる資料として納品書が添付されていることが認められます。また、当該反訳業務については納品が完了しており、納品書により支払金額が確認できることから、後日に発生することが見込まれる支払手数料を含めて請求したものと認められます。こういったイレギュラーな支払方法についても、報酬基準第7条に「この基準に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた事項については、市と調査委員及び補助員との協議により定めるものとする。」と記載があり、事前協議を踏まえての支出を行ったこと、その理由についても合理性が認められることから、当該支出に不当な点は認められません。

横浜市長の言動にかかる第三者による調査に関する報酬基準（抜粋）

第7条（協議による調整）

この基準に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた事項については、市と調査委員及び補助員との協議により定めるものとする。

(オ) 各弁護士からの事務的経費明細を確認すると、「郵便局」を支払先として110円の記載がいくつか確認できます。報酬基準第6条第1項によると「1 タイムチャージ、事務的経費及び公式説明等の請求は、月末締めとし、原則として翌月10日までに、請求書、タイムチャージシート、事務的経費明細、公式説明等明細及び領収書等の写しを添付して提出しなければならない。」と規定されており、

原則として領収書の写しの添付が必要とされているところ、110 円の支払には、領収書等の添付がされていませんでした。当該支出については、支払先が郵便局であることから、110 円の郵送費として計上したものとみることができます。一般的に 110 円という支出額は通常郵送で使用する範囲内であり、市の負担として認めたことについて、不合理であるとまではいえず、不当な支出とは認められません。

横浜市長の言動にかかる第三者による調査に関する報酬基準（抜粋）

第6条（請求・支払）

- 1 タイムチャージ、事務的経費及び公式説明等の請求は、月末締めとし、原則として翌月 10 日までに、請求書、タイムチャージシート、事務的経費明細、公式説明等明細及び領収書等の写しを添付して提出しなければならない。

以上のとおり、これらの支出はいずれも必要性及び合理性を有しており、これらの不備は形式的なものにとどまると解されることから、それに起因して不適正な支出が行われた事実や、本来負担する必要のない経費が支出された事実は認められませんでした。

もっとも、(ウ)(エ)(オ)の事実に関しては、事前協議や個別具体的な事情について起案文書等への記載が確認できませんでしたので、今後は客観性及び事後検証可能性を確保する観点から、協議内容及び判断経過について起案文書等に明確に記録しておくことが望まれます。

(4) 本件支出手続に関する法的評価について

本件調査は、市が複数の調査委員及び補助員に対し個別に調査への協力を依頼し、各人から承諾を得る方法により実施されていることが認められます。しかし、本件調査の実施状況をみると、各調査委員は連名で調査計画書を作成し、共同で事実調査及び評価を行った上で、連名による調査報告書を提出していることから、その実態は各委員が共同して遂行した第三者調査業務と認められます。一方で、本件支出は、成果物の完成に対する対価としてではなく、調査を行うために選任された外部専門家である弁護士に対し、その専門的知見及び経験に基づく役務の提供の対価として支払われているものと認められます。また、第三者調査として実際に調査活動が行われ、調査計画書及び調査報告書が提出されていることから、支出の前提となる役務の提供がなされていることも確認できます。

これらの事情を総合すると、本件調査が共同で遂行された第三者調査業務であったとしても、そのことのみをもって直ちに委託契約に基づく委託料として処理しなければならないものとはいえず、各委員との個別の依頼承諾関係に基づき、その専門的知見の提供に対する謝金として報償費を支出する取扱いをしたことが、違法な支出とは認められません。

さらに、本件支出について、1時間当たりの報酬額が著しく過大である事実も確認できないことから、裁量権の逸脱又は濫用があったと認めることもできず、不当な支出と認めることもできません。

また、契約書の作成をしていないなどのことは、契約書の作成が規則上省略できるとされており、事前協議等によって、当事者間での合意形成が十分になされていることから、その判断が著しく不合理であったとは認められません。他方で、契約関係及び意思決定過程をより明確にし、後日の検証可能性を確保する観点からすると、契約内容に関する情報は不明瞭な部分がありました。

以上のとおり、本件調査に係る手続については、契約関係書類の整理等の面で改善の余地が認められるものの、これらはいずれも形式的又は軽微な事項にとどまり、本件支出の適法性の判断及び妥当性に影響を及ぼすものではありません。また、本件支出は、役務の提供への対価であることが確認できることから、本件支出により市に損害が生じた事実も認められません。したがって、本件支出を違法又は不当な財務会計上の行為と認めることはできません。

(5) 本件調査の附属機関該当性について

本件調査の性質については、上記「3 (3) イ 契約の性質について」及び「3 (4) 本件支出手続の法的評価について」において判断したとおりですが、以下では、本件調査の制度上の位置付けの観点から、附属機関該当性について検討します。

本件調査については、上記「2 (2) 第三者調査の制度的位置付け」で確認したとおり、本件調査を行う組織を附属機関として設置するための法律又は条例の定めは認められません。一方で、本件調査は、その実施態様に照らすと、複数の弁護士が関与して行う共同の調査としての性格を有していたものと認められます。このような調査について、執行機関の外部に設けられた組織が共同して調査を行い、機関としての実体を備えていると認められる場合には、附属機関について規定する法第138条の4第3項との関係が問

題となり得ます。

まず、本件調査は、市会の全会一致の決議を受けて要請されたものであることから、市会の意思決定により必要なものとされたことが認められます。その後、市コンプライアンス委員会により本件調査の実施が決定されましたが、市コンプライアンス委員会は、市長自身のコンプライアンス違反等について、直接何らかの措置を決定し、又は執行する権限を有するものでないことからすると、本件は特定の執行上の判断を行うことを直接の目的とするものではなく、あくまでも事実関係の調査自体が目的であることが推認できます。

そうすると、附属機関は、法第 138 条の 4 第 3 項によると執行機関の執行に当たっての意思決定のために必要な調査・答申等を行うことを目的として設置されるものであるため、本件調査は、地方自治法上の附属機関が担うことを予定している事務とは性質を異にするものと考えられます。

仮にそうでないとしても、本件調査は、市会の全会一致の決議を経て実施されており、民主的基盤を有していると認められることから、条例による設置の場合と同様の民主的統制の下で実施されたものと評価することができ、法第 138 条の 4 第 3 項の趣旨に反しないと解されます。

以上のことから、本件調査について、附属機関として設置しなかったことを違法又は不当と認めることはできません。

4 結論（棄却）

以上のことから、本件支出については違法又は不当な財務会計上の行為に該当するとは言えず、請求人の主張には理由がないと判断しました。

5 意見

一般に第三者による調査費用は、専門的知見を有する外部の第三者に対し、事実関係の調査、原因分析、評価等を委託するために支出される経費です。第三者調査の実施に当たっては、調査の目的、必要性及び調査範囲を明確にするとともに、調査の独立性及び客観性を確保した上で、市民の行政に対する信頼の確保及び事務処理の透明性を確保した適正な執行を図ることが求められます。そのため、附属機関制度との関係や契約内容の明確性

等が課題となる場合があります、次のとおり意見を付します。

(1) 附属機関制度の趣旨を踏まえた運用について

附属機関については、法第 138 条の 4 第 3 項に基づき条例による設置が必要とされており、附属機関として設置した場合には、条例等による定めの下で運用されることとなるため、議会による関与及び統制が及ぶ仕組みとなっています。その意味においては、報酬額の設定や組織運営の透明性を確保する上で一定の制度的担保が存在するといえます。

本件調査については、市会からの要請もあり、迅速に実施することが求められていた事情は認められます。しかしながら、その実施に当たっては、複数の弁護士に対し事実上共同して行う調査を個別の契約として依頼するなど、組織の位置付けや契約形態について制度上の整理をより明確にしておくことが望ましい面も認められました。

行政機関の意思決定に際して、当該執行機関の要請により、その行政執行に必要な調停、審査、審議又は調査等を行うことを職務とする合議制の機関を設置するような場合には、附属機関該当性について、今後も引き続き慎重に判断されるように望みます。

(2) 第三者調査の実施体制及び報酬設定の在り方について

本件調査は、専門的知見を有する公正中立な第三者に調査及び報告を依頼する点において、包括外部監査と共通する性質を有するものと考えられます。

包括外部監査においては、包括外部監査人を中心として補助者を活用する体制が採られ、その責任の所在が明確にされています。また、報酬額についても、タイムチャージ方式の算定を基本にしながらも、最終的に支払う上限額があらかじめ明らかにされた契約となっており、監査体制や契約内容の透明性が確保されています。

これに対し、本件調査においては、調査体制の整備において、責任の所在が不明確であったり、報酬額全体に係る上限や算定根拠等について、あらかじめ明確な基準が定められていたとはいえない面が認められ、結果として支払われた報酬額の合計は、包括外部監査に係る報酬額と比較して相当程度高額なものとなっています。

第三者調査は、今後も必要に応じて実施される可能性があることから、その実施に当たっては、調査体制、報酬額の算定方法その他必要な事項について、可能な限り明確な基準を整備するとともに、必要に応じて市会に対して十分な説明を行い、その理解を得ながら運用していくことを望みます。

(3) 契約時の条件及び取決め事項等について

本件調査は、複数の調査委員及び補助員が連携して実施された共同調査としての性格を有していたものと認められます。他方、共同調査体制の内容や委員間における情報共有の範囲及び方法については、関係文書上、必ずしも明確に整理されていたとはいえませんでした。

本件においては、情報管理上の問題その他調査結果の信用性に影響を及ぼす具体的な支障は認められませんでした。第三者調査においては個人情報及び機密情報を適切に管理するとともに、調査の透明性及び事後的な説明責任を確保することが重要です。

このため、今後、本事案のような外部専門家による第三者調査を準委任契約により実施する際には、共同調査体制における各関係者の役割、情報共有の範囲、守秘義務の取扱い等について、あらかじめ文書上明確化する等、対外的にも誤解されることのないようにしておくことが望ましいと考えます。

(4) 報酬基準に定められる事務的経費の取扱いについて

本件調査に係る支出の中に、録音機器及び記録媒体の購入代金を事務的経費として認めているものがありますが、録音機器及び記録媒体は、通常、弁護士が保有しているものと認められるため、新規に購入する必要性については慎重な検討が必要と考えられます。また、本件調査が終了した後の取扱いも明確になっておらず、仮に調査委員がそのまま保有するのだとしたら、市が負担する経費として認めたことの妥当性について十分な説明がなされているとはいえません。

報酬基準に基づいた支出を行っており、機器自体は調査業務の遂行に一定の関連性を有することから、直ちに不当な支出であるとまでは認められないものの、今後同様の業務を外部専門家に依頼するに当たっては、業務の遂行に通常必要と認められる事務用品については、受任者が負担すべきものか、あるいは依頼者が別途負担すべきものかをあらかじめ整理するとともに、購入後の帰属及び利用方法を明確にした上で支出を行うなど、経済性及び適正性が確保された取扱いがされることを望みます。

6 判断の根拠とした書類

(1) 見解書

(2) 令和8年8月3日監監第342号「住民監査請求に係る質問への回答及び資料の提出に

ついて（依頼）」に対する回答及び提出資料

(3) 令和8年8月31日監監第428号「住民監査請求に係る質問への回答及び資料の提出
について（依頼）」に対する回答及び提出資料

(4) 令和8年9月7日監監第453号「住民監査請求に係る質問への回答及び資料の提出に
ついて（依頼）」に対する回答及び提出資料

請求の内容

(令和8年7月 21 日受付 住民監査請求)
※請求人から提出された横浜市職員措置請求書の概要

<請求の要旨>

1 請求の要旨

市長の暴言や誹謗中傷にかかる第三者の調査依頼の差止め請求

2 請求の原因

(1) 事案発生経緯

ア 令和8年1月15日に横浜市総務局人事部長が、「市長による暴言や誹謗中傷が数年前から継続的に行われている。」とし、被害拡大防止のために公益通報者保護法に基づく3号通報として報道機関の記者会見をとおして、当該事実に係る通報を行いました。

イ この記者会見を受け、横浜市の会において、1月28日に全会一致で「真相解明を求める決議」を行いました。

その要望のなかでは、「市長の影響が及ぶことのない、公正・中立で専門性を有した第三者的な組織により、本件事案の真相究明に向けた調査を実施すること。」を求めています。

ウ これを受けて、市では、1月29日に市コンプライアンス委員会を開催し、「第三者による調査」の実施を決定しました。

エ 総務局コンプライアンス推進室が事務を担当し、2月4日に神奈川県弁護士会会長宛てに第三者として調査する専門家3名の推薦、斡旋を依頼し、神奈川県弁護士会から2月20日に3名の推薦がありました。

オ 神奈川県弁護士会から推薦・斡旋された3名（以下「調査委員」といいます。）に、市は3月13日に「第三者による調査依頼について」を発行し、3月16日に3名から民法第522条の規定に基づく承諾書を徴収し、調査委員は同日から調査を開始したとのことです。

カ また、神奈川県弁護士会の推薦とは別に、調査委員3名のうち1名から、3月16日に2名、3月17日に1名の補助員の推薦依頼があり、市は、直ちにこの推薦を応諾し、補助員として「第三者による調査依頼について」を発行し、調査委員と同じく補助員から承諾書を徴収し、17日及び19日から調査を開始したとのことです。

合わせて6人の弁護士が、それぞれ対応するようになりました。

(2) 第三者適合性（公正・中立・公平性）の問題

ア 市は神奈川県弁護士会の会長に推薦・斡旋依頼を行いましたが、市は、当該組織に対して、年間4900万円程度の法律相談料を支払っています。

内訳 横浜市市民局総務部市民相談課 2000万円（※原文ママ）

18区役所総務部区政相談課 2900万円(160万／区)（※原文ママ）

イ 神奈川県弁護士会が毎年度4月に新理事者就任披露懇親会を開催しており、市長及び市民局長が来賓として招待されているため、神奈川県弁護士会の幹部ら（新旧会長、副会長、52の委員会関係者）との面識、交友の機会があります。

前市長の場合は、副市長の代理出席でしたが、現市長は、市長に当選した後、令和8年度を除き令和4年度から毎年度、本人が出席しています。

今回、推薦された調査委員3名のうち、経歴が公開されている相模原支部の元会長がA弁護士である場合は、日本弁護士連合会副会長の立場で、令和6年4月に同じく来賓として同席しているため、一定の関係性を有していると思料できます。

(出典：神奈川県弁護士会新聞 2024年5月号) (※資料省略)

市長室にも令和5年度の神奈川県弁護士会会長を招き面談を行っています。(市長 行動記録 令和5年4月20日)

(出典：神奈川県弁護士会新聞 2023年5月号) (※資料省略)

ウ 神奈川県弁護士会の会長に推薦・斡旋依頼した3名の調査委員は、市と今まで金銭的な利害関係がなかったことを条件にしていますが、関係性の範囲は、単なる利害だけでなく、当事者と知人関係であっても公正・中立・公平性に影響します。

エ 補助員については、調査委員3名のうち1名から、調査に着手した3月16日当日に2名、17日に1名の推薦が市に行われ、市は直ちに応諾しています。

この補助員には、市と今までの利害関係がなかったどうかの推薦条件についての記録がありません。そうすると、補助員については、市と利害関係者や知人関係のこともあり得ます。

オ 他方、市コンプライアンス委員会顧問や第三者調査では、第二東京弁護士会に在籍している弁護士に依頼しています。

元検事のB顧問、C弁護士、D前顧問です。

東京には、弁護士会が3つあり、当然に各種ハラスメント事案に対する専門家の推薦・斡旋をしています。

東京の弁護士会の組織に対して、市は、公金の支払いを行っておらず、本事案に対して、かねてから組織として利害関係のある神奈川県弁護士会以外の東京の弁護士会への推薦・斡旋依頼をしなかったのは不可解です。

各種調査や市職員からの情報提供への事情聴取は、電話やメールでも可能であり、対面方式で行うとしても、対面場所は調査委員らが設定します。東京からの交通費も神奈川県下とさほど変わらないため、公正・中立・公平性の担保を重視、優先すべきでした。

小括 神奈川県弁護士会会長に対して調査委員の推薦・斡旋を依頼し、あたかも中立・公平な選出であったかのようにしていますが、元会長や元副会長を斡旋されても、同会の会務における会長や副会長を各1年程度経験しただけです。

市と同会組織との金銭的、人的交流、例えば行政委員、附属機関の委員、法律相談の同会からの派遣者、市の訴訟における代理人の委任等の状況から、組織内での調査委員や所属法律事務所の立ち位置として、第三者に相当するものかどうか甚だ疑わしいです。

組織として利害関係のない東京の弁護士会に依頼しなかったことが不自然です。

(3) 調査依頼における公金の支出の根拠

ア 弁護士との商取引も自由競争が原則であり、特定の弁護士会の斡旋で価格、数量を取り決めると、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律のいわゆる独占禁止法に違反しうるものです。

イ 市は、普通地方公共団体であり、公法の地方自治関係法令等に基づかねばなりません。地方自

治法第 234 条第 1 項では、「売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。」と定められています。

ウ 現に、6 名全員で毎月 600 万円を目安にするとの文言が「第三者による調査依頼について」に記載されており、それが随意契約による場合、地方自治法第 234 条第 2 項及び地方自治法施行令 167 条の 2 に照らすと、少額随意契約の上限額である 200 万円を超えています。

エ そうすると、市から、調査委員、補助員に対する一方的な片務の依頼ではなく、準委任に相当する業務委託契約書を市と調査委員、補助員各 3 名との間で地方自治法第 234 条第 5 項に基づき契約作成義務が発生しますが、それを怠っており違法です。

オ 市は第三者による調査に関して、日本弁護士会連合会の「地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針について」を論拠にしていますが、そこに記載されている「受託者はその地方公共団体との間において第三者調査委員会による調査の趣旨が確保される内容で委託契約を締結しなければならない(後略)」を無視しています。

カ 6 名それぞれが 100 万円とするならば、法では、契約書の作成は省略できますが、調査員、補助員それぞれから、見積書や注文請書に相当する契約関係の証拠文書の提出、徴収をせねばならないところ、それをしていないため違法です。

キ 6 名の支出は、同一事案、同一期間、同一業務に同一の報償金の支出負担行為であり、集合して会計事務をする必要があります。

従って、令和 8 年 3 月 16 日から令和 8 年 7 月 31 日までの最大 3000 万円 (600 万円×5 ケ月) の支出負担行為と見なせることから、地方自治法第 234 条第 5 項に規定する契約書の作成をする必要があるところ、それを怠り違法です。

3 結論

(1) 第三者による調査は、当事者の市長に対する第三者としての公正・中立・公平性を担保していません。

(2) 公金の支出における公法上の違法があります。

よって、これらについて、市から市民に対して正当性の説明がされるまで、差止めを求めます。

4 監査対象局

横浜市総務局ガバメント推進室 (※原文ママ)

5 市長に対する勧告事項

監査委員から、「市長の暴言や誹謗中傷にかかる第三者の調査依頼を差止めよ」と勧告することを求めます。

(※画像や添付資料は省略しています。)

令和8年8月17日 総務局

第三者による調査の依頼に係る措置請求については、棄却するとの監査結果の決定を求めます。

2 第三者による調査の概要

(1) 主な経緯

市長の言動に係る第三者による調査（以下「本件調査」という。）の主な経緯は次のとおりです。

- | | |
|----------|--|
| 1月15日 | 前総務局人事部長が市長による問題ある言動について記者会見 |
| 1月28日 | 横浜市会が全会一致で「真相究明を求める決議」 |
| 2月4日 | 総括コンプライアンス責任者（担当部署：総務局コンプライアンス推進課）が神奈川県弁護士会に調査委員の推薦を依頼 |
| 2月25日 | 神奈川県弁護士会からの回答書を受領 |
| 3月16日 | 調査委員3名が就任。調査開始 |
| 3月17～19日 | 補助員3名が就任 |
| 3月31日 | 調査委員から調査計画書を受受。調査委員の要請を受け、市として調査期間を7月末までに変更 |
| 4月16日 | 調査委員による幹部職員等へのアンケート実施及び情報提供窓口の設置 |
| 4～7月 | アンケート等に基づき調査委員による職員等へのヒアリング |
| 7月30日 | 総括コンプライアンス責任者が調査委員から調査報告書を受領 |

(2) 調査概要

ア 調査委員

弁護士 (

■ 弁護士 ()

弁護士 ()

イ 補助員

弁護士()

弁護士 ()

弁護士 ()

ウ 調査内容

日本弁護士連合会の「地方公共団体における第三者調査委員会調査等指針」（以下「日弁連指針」という。）に基づき、以下の事項を実施

- ① 1月15日に前人事部長が記者会見の際に配付した文書中に記載されている事実関係の調査、認定、評価
- ②前項に関連する事項において、その他必要と認める事項

工 調査期間

令和8年3月16日から7月30日まで

オ 報酬

①委員活動費：2万円（税別）／時間（タイムチャージ制）

②事務的経費：実費相当額

③公式説明等：5万円（税別）／回

※報酬の請求は月ごとに前月分の請求を受けて翌月に支払うこととしており、現在までに6月分までの支出は完了しています。

3 請求人の主張に対する見解

(1) 「第三者適合性（公正・中立・公平性）に問題がある」との主張について

ア 請求人の主張

(ア) 市が神奈川県弁護士会に対して法律相談料を支払っていることや、市長等と弁護士会の幹部らが面識のあることなどから、調査委員の第三者性が確保されていない。

(イ) 東京の弁護士会へ推薦・斡旋の依頼をしなかったことは不可解である。職員等からの事情聴取は電話等でも可能であり、対面で行う場合の交通費も県下と変わらない。

イ 神奈川県弁護士会への依頼内容

本件調査における、神奈川県弁護士会の役割は、本件調査に適した調査委員の候補者を会員弁護士の中から選定・打診・推薦することです。

調査委員の推薦に当たり、神奈川県弁護士会に対して、以下の項目を条件としています。

(ア) 本市の附属機関の委員や顧問等の委嘱を受けていないこと

(イ) 前人事部長が記者会見に用いた文書に記載された個人に関して、日弁連指針に例示される利害関係者及び過去5年間において利害関係者の立場にあった者でない者

(ウ) 調査途中で委員が利害関係者であることが判明した場合は、当該弁護士の代わりに(ア)、(イ)の要件を満たした新たな弁護士を推薦すること

ウ ア（ア）に対する本市の見解

神奈川県弁護士会には、約1,800人の弁護士が所属しており、調査の公平性・中立性が確保されているか否かは、調査委員が所属する弁護士会と市との関係ではなく、個々の調査委員が当事者や本市との利害関係を有しているか否かで判断されるべき事項です。

なお、請求人の主張する令和6年4月の県弁護士会新理事者就任披露懇親会は、出席者230人の懇親会であり、その場で同席しただけをもって「一定の関係性」を構築したと判断するのは無理があります。

請求人は「補助員については、市と利害関係者や知人関係のこともあり得る。」とも主張しますが、補助員についても、上記イと同様の条件の下で調査委員からの推薦を受けているほか、調査委員・補助員6名の弁護士に対し、利害関係の有無については、市として確認しています。そして、これまでに調査委員や補助員が当事者や本市と利害関係を有しているといった事情は認められていません。

したがって、本市の神奈川県弁護士会を通じた調査委員・補助員の選定は妥当なものであり、公平・中立性は確保されていると考えます。

エ ア（イ）に対する本市の見解

今回の第三者調査は、横浜市会が1月28日に全会一致で真相究明を求める決議を採択

したことを踏まえたものであり、調査には高い信頼性・正確性が求められました。請求人は、調査や事情聴取は電話やメールでも可能であると主張していますが、ヒアリングを対面で行うことは正確な事実確認及び証拠収集を行う上で不可欠な手法です。

(2) 「調査依頼における公金の支出の根拠」に係る主張について

ア 請求人の主張

(ア) 随意契約による場合、地方自治法第234条第2項及び地方自治法施行令167条の2に照らし少額随意契約の上限額である200万円を超えている。

(イ) 地方自治法第234条第5項に基づき契約書の作成が必要であるにもかかわらず契約書が作成されていないから、本件調査に係る調査委員等への支出が違法である。

イ ア（ア）に対する本市の見解

本件調査の調査委員等への報酬は、その性質上、報償費として支出する契約としています。その理由は、調査委員等は市の指揮監督の下で業務を遂行するのではなく、独立して公平かつ中立な立場から、自らの専門的知見に基づいて調査範囲等について判断しながら調査を進めていただく必要があったためです。

そのような依頼形態から、委託契約ではなく、調査委員等の活動時間に応じて算定する報償費がなじむものと考えます。

本件調査の調査委員等には専門的な見地から事実関係の調査・認定・評価を行い、報告書を取りまとめて対外的に説明する能力が求められることを考えると、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の「その性質又は目的が競争入札に適さないもの」に該当しますので、契約の金額にかかわらず随意契約によることができる実質的要件を満たしており、随意契約としています。

ウ ア（イ）に対する本市の見解

本件調査では「契約書」や「注文請書」との名称の書面は作成していませんが、市から調査委員等へ示した依頼文書、調査要綱、報酬基準及び調査委員等からの承諾書をもって、依頼内容、履行期間、報酬額の算定方法、支払方法、資料の取扱い等の主要内容が書面上で確認されています。

上記各種書面により本件調査依頼に係る契約の内容を確認することができることから、横浜市契約規則第34条第3項第4号により契約書の作成を省略することができる場合に該当するものと解されます。

また、見積書の徴収についてですが、本件調査は市が報酬基準を定め、その内容を承諾したものが調査に従事するという性質であり、横浜市契約規則第27条第2項に基づき見積書を徴収し難いものであるため、見積書の徴収を省略しています。

その他、請求人が主張する独占禁止法違反については、その具体的論拠が明らかではありませんが、他の地方公共団体の第三者調査も同様に、弁護士会から推薦された弁護士が調査委員となるケースが多くあることから当たらないと考えます。

4 結論

以上のとおり、請求人の主張には理由がないことから、本件措置請求については棄却されるべきものです。

(令和8年7月 21 日受付 住民監査請求)

※請求人及び関係職員による陳述の概要

※氏名等是不表示処理をしています

陳述の概要

1 請求人の陳述

○ 請求人

請求の要旨。市長の暴言や誹謗中傷に係る第三者の調査依頼の差し止め請求です。

それでは今から陳述を始めます。

枠組みとしましては、まず、X市長（監査委員補足：横浜市長(当時)）と横浜市との関係性、X市長及び横浜市と第三者といわれる神奈川県弁護士会との関係性、第三者調査委員会の成果物である調査結果、令和8年7月30日公表のもの、それについて市民としての意見を述べたいと思います。最後に第三者の弁護士に対する公金支出の違法性のこと。この4つについて市民としての意見を述べたいと思います。

まずX市長と横浜市との関係性です。X市長は、平成26年に横浜市が設置した横浜市立大学で統計分野の教員として雇用されました。約7年間大学で過ごされておられたんですが、その大学で教職員に対するパワーハラスメントだとか恫喝的な発言があったというようなことがあって、だいたい15人以上、20人とも言われるんですけど、休職とか退職をされましたと報道されております。

それを受けて、横浜市のコンプライアンス外部委員及び顧問を務められていたH弁護士が、大学の元上司だとか、そういうところから情報を受けて、これはやはりハラスメントに値するんじゃないかというものを把握されておりました。この方は、関係局がもう御存知のように、平成19年から令和3年7月まで足掛け14年間、横浜市のコンプライアンス顧問をされておられました。

そしてX市長は、市長選に出馬するために令和3年6月末に大学教員を退職され、令和3年8月22日に執行された市長選挙で当選人になりました。特にキャッチフレーズが「横浜市中医学部の教授である」、そして「コロナの専門家だ」というものでした。当時は新型コロナがまん延している非常に厳しい状況の中で、やはり市民も藁をもつかむ思いで投票したのかもしれないんですけども、めでたく当選となり、令和3年8月30日に初めて市役所に登庁されました。

その後、就任早々、大学教員当時の言動が、これは強要未遂に相当するのではないかということで告発をされて令和3年10月5日に横浜地検で受理されました。この事件については市会でも問題になり、令和3年10月6日に議論がされました。パワハラをしたか、していないかということに対しては、X市長はしていないと白を切りました。一方、横浜市としては一般職のハラスメントの防止条例はあるんですが、特別職のハラスメントの条例がないということを、当時の総務局長が証言されました。それを受けて、X市長は私自身が市長としての責務を鑑み、市役所職員との意思疎通を図るということが重要なことだと、パワーハラスメントに限らず、ハラスメントのような行為があると、職員の方も意思疎通を図りにくくなるということから、自らを律していくということを宣言されました。

X市長は自らを律していくということを継続するべきところを今回、令和8年1月11日の文春のスクープ記事でパワーハラスメントや他の方への誹謗中傷とかが暴露され、1月15日にY部長が記者会見で内部通報をしました。その後、議会から、専門的な第三者による組織的な原因究明及び対策を練るようという決議が出されて、市はそれを受けて調査委員を選んで調査を開始しました。同時に市民の方からも特別職のハラスメントの条例がないということがあるから、それを請願で申し立てをして、市会の方でも、継続審査になっているというのが今の状況です。その後、第1本目の告発がされ

たんですけども、その後、大学当時の退職後の言動にまた強要の疑いがあるとして、大学の現役教職員とか退職者が令和4年3月2日に2本目の告発を横浜地検に行いました。結局、これはこの2本とも令和4年9月22日に不起訴にはなったんですけども、やはりそういう行動があったという事実は残っているということでございます。

2番目にX市長及び横浜市と、神奈川県弁護士会との関係性。これについては本件請求の中でも述べていますが、今回の追加証拠の中で、市民局及び18区の市民無料法律相談事業でトータル年間4,900万円の公金の支払いがあります。この事業というのはもう古く昭和の時代からやっていて、かなりの巨額が神奈川県弁護士会の組織に支払われている。あと、もう一つは総務局法制課、これは市長等が被告として訴えられたときの訴訟事務の支払いが年間2,000万円、ほかに法律相談料年間500万円を支払っている資料があります。別の所管局も法制課とは別に相談料を支払っていることもあり、こども青少年局では法的対応で年4,000万円、教育委員会の事務局の法律相談でも年200万円ということで、トータル年間1億円以上は神奈川県弁護士会の本体組織に流れている。もう一つ気をつけるべきは、行政マネジメント課が附属機関などを所管していますが、弁護士の法律相談をするときには、神奈川県弁護士会を使ってください、そこで選ばれた弁護士を任命してくださいとしていて、かなり神奈川県弁護士会と優先的に取引をしているのかなということでございます。

組織としての関わり具合ですが、市と弁護士会との人的接触についてです。

これは追加証拠にありますけれども、弁護士会では1年ごとに1人の会長と副会長5名が交替して、年度始めに、新理事者就任披露懇親会を毎年やっている。だいたい230名とかかなりの参加者がいます。その中でX市長の場合は、市長になった翌年度の令和4年4月の1日から令和7年4月1日まで本人が出席している。令和8年4月1日は令和8年1月の事案があったんで見合わせたようにけれども、代わりに市民局長が出席していました。前市長の場合は本人が出席したのは今わかる段階では一回だけであって、それ以外は副市長が祝辞を述べておられました。X市長は、かなり神奈川県弁護士会で祝辞を述べるチャンスをいただいていた、精勤に出られているということです。

あと、第三者の弁護士との人的接点。これについて、A弁護士（監査委員補足：調査委員のうち1名）は令和6年度に日本弁護士連合会の副会長に選ばれておりまして、来賓として出席されて並び順もすぐ横だったんで、面識もできているんじゃないのかな。調査委員のBさんは弁護士会の元副会長で接点はないような感じです。C調査委員の方も元副会長で接点がないのかな。調査委員から選定された補助員3名いるのですけれども、Dさん（監査委員補足：調査委員のうち1名）の方はX市長とは接点はないですけども、市民局の法律相談で派遣されて年2回ぐらい対応されているので、1回3万円として6万円ぐらいは報酬を得ている。あと、Eさん（監査委員補足：調査委員のうち1名）も元副会長ですけども、同じ事務所にX市長と接点のあった元会長が在籍している。また、市民局の法律相談で2回派遣されているので報酬を6万円得ているのではないかな。Fさん（監査委員補足：調査委員のうち1名）は、接点はないですけども、弁護士会の元副会長であったということでございます。

これはですね、何が起こるかといえば、第三者の調査報告書の中でアンケートに答えた職員をヒアリングするとき、それは基本的には庁舎内なんでしょうけれども、場合によっては委員らの法律事務所とか、弁護士会館等で、外部で、やります。ここの法律事務所というのは、弁護士が、十人もおられて、しかも事務員も当然いるわけで、逆にこういうところでヒアリングを受けると情報が漏れる可能性もあるのではないかな、本当にいいのかなと請求人は思いました。むしろ庁舎内でやるよりはど

こかの借り会議室、X市長の場合は2回のヒアリングのうち、1回は借り会議室を使っていたんですけれども、借り会議室でやった方がいいんじゃないかなというふうに思うところでございます。

次に、神奈川県弁護士会の会長というものに、弁護士の紹介斡旋を依頼した3名は、元会長だとか元副会長の歴任者だという触れ込みですけれども、会長といっても選挙で選ばれていない、誰か1人が立候補して、誰もいなければ、もうその方が会長になる、そして副会長というのを会長が任命するということがあって、確かに名前的には会長、副会長というのは非常に有能な人物のように思いますが、果たしてどうなのかなと思います。他方、Y部長の方は、G弁護士を選ばれていますが、この方は日本労働弁護団のブラック企業対応の、しかも従業員側の被害者側の弁護士を選ばれている。やはり弁護士を選ぶというのはいろんな得意分野があるので、今回のようなパワハラとかセクハラ、こういう労働争議にあるような、弁護士を選ぼうという方がよかったのではないかな。この元会長、副会長の歴任者の調査委員とか、補助員の方もそういう範疇の仕事をしているのであればいいですけれども、私が開示請求したところ、それが真っ黒だったので、果たして労働争議が得意でも、企業側なのか反対の立場の可能性もあるし、本当に適切な選定であったのかなというのがこちらの思うところです。特にこういうパワハラの場合は、労働三法に十分な知見がないと法的に抵触があるのかとか、かなり難しいところもあるので、この辺を専門分野にしている弁護士さんとか、あと弁護士だけでなく、専門性を考えれば、こういうパワハラとか、人格否定とか、これは一つの病気であって、公認心理士だとか、学識研究者の心理学者とか、そういう専門性のある方、弁護士だけでなく、そういう方をやはり入れるべきじゃないのか。市会の要求も、専門性のあるという中で何も弁護士とは書いてない。あれの中には当然、こういう微妙な話ですから、心理士も一人は入れるのかなと、そういう範疇なのですけども、市の方が、その1月28日の決議を受けた後、25日のコンプライアンス会議で、弁護士だけを選んだというのが、市民とすれば一つ抜けているのではないかと感じておりました。

次に、今回は神奈川県弁護士会だけに推薦依頼をしましたが、第一東京弁護士会は、第三者委員会等の専門家を紹介するという事業をやっています。その中を読みますと、やはり東京は企業も多いから、こういう問題が多々あるということで、第三者委員会の委員の候補者を選定する上で、既にそういう名簿を作っている。どういう第三者委員会が必要なのかといえば、パワハラもそうだし、インサイダーだとか特別背任だとかいじめとか体罰とか、そういう名簿までも用意をしていて、速やかに紹介できる体制がある。その名簿の中で誰を選ぶかについて、第三者委員会候補者選任審査員というのを配置していて、例えば横浜市からこういう案件があるんだと言えば、その審査員が審査をして、適任な弁護士をその名簿から選んで紹介するという、かなり合理的なやり方にしている。神奈川県は所属弁護士は1,852人しかいないが、第一東京だけで7,647、東京には三つの弁護士会があって、23,000人ぐらい弁護士がいるため、ポテンシャルの違いがあり、適材な配置がされると思いました。

次に、請求人及び市民が見た第三者委員の成果物である報告書、この内容を、点検をしてみたところ、一番気になったのは、三つあるんです。一つは、職員に対するパワーハラスメントはほぼ事実認定されましたが、市会議員の元議長に対する誹謗中傷はパワハラではない。これはあくまで、人に対する棄損罪です。Y部長は、大使たちの写真展に、国際局の担当部長の立場で出席されていましたが、ボイレコを持っていなかった。ところが、市長に随行する随行員、市内出張命令書を開示請求して検分したら、当時のI課長補佐ですが、X市長が、気持ち悪いとか死ねよとかいうような内容を、目を合わせるとうなずいたというか、X市長も聞いているということもあったので、これを調査委員

たち、X市長の身近にいた職員へのヒアリングをすると書いてありますけれども、そういうことをしたのか。もし裏付け、要するにボイレコが無かったとしても、I課長補佐が、そういうことと言ってましたということになれば、これは事実認定するべきだ。この報告書を見る限り、この当該秘書をヒアリングしたということは書いていないので、していないとなれば、これは調査不尽であって、事実認定をやり直す必要があるんじゃないかな。なぜそれを事実認定しなかったかといえ、これは、市会と市との対立を、避けようとしたんじゃないの。なぜなら、今はパワハラをメインにやっていますが、市とすれば市会との対立になると、さらに話がややこしくなるということで、X市長はもう1月11日の文春のスクープ記事の当時から、これは言っていないというのを頑なに今も否定している。それを覆すには、当時の随行書記のI課長補佐を調べた方が間違いない。当事者の元議長は、言っていたという主張をされていますが、すぐ横にいた随行秘書のヒアリングをするべきだと思います。

あと二番目に出禁のこと。これはパワハラじゃありません。これはX市長がコミュニケーションをとらなきゃいけないというのを拒否しているんです。ある部長だけは呼ばないとかは、これはパワハラじゃありません、コミュニケーションを拒否している。それは好き嫌いなのか何なのかわかりませんが、している。X市長の令和8年1月11日のコメントでは、当該幹部職員は現在も市長室での議論に参加しており、直近では2026年1月8日、木曜日に市長室で対応を受けているということ、レターで出してはいますが、実際に秘書課が出している市長の行動記録には、Y部長の名前はなかった。ということは、X市長は虚偽を言ってるんです。呼んでいると言いながら、実際にその行動記録には載ってないということから、これは虚偽のレターだ。それで請求人が令和7年度の市長行動記録を調べたところ、Y部長が呼ばれたことが一切なかったの、何を主張しているのかと、これを見て、びっくりしてしまいました。X市長が市長に就任した令和3年8月30日からの行動記録、秘書課が出している行動記録を眺めてみますと、令和3年8月30日の初登庁日だけ、当時の人事部長の名前があって、それは御挨拶なんだと思います。それ以降、ずっと今までの行動記録を見たところ、人事部長の名前は一切ない。だから、人事部長と、8階の会議室で会議をしているということ、これはX市長が秘書課に指示をしたのかは分かりませんが、行動記録を隠蔽してるのではないかな。これは非常に重要なことの、信用性の問題になってくるんですよ。

もう一つの問題は、X市長がY部長に私用メールで公文書のやりとりをしようというのを、誰がそのかしたのか。Y部長が、私用メールを使おうと言い出したのか、X市長が言い出したのか。Y部長はX市長が言い出して、実際使っていたのは、G-mail。令和8年8月14日の資料請求ではG-mailがあつて、G-mailの中身を読んでも、市の職員の誰がヒアリングを受けているのかを調べようということが書いてある。市庁舎の中で会議室を予約すると、誰がどこを予約したかがわかるわけだから、そこで待ってれば誰が来るかがわかってしまいます。そういう公文書をG-mailで、市の職員がやりとりすること自体がいけないのではないかな。この辺の事実認定が明確になっていなかったという。この三つが市民として報告書の中で調査が足りないと思います。

あと、調査委員及び補助員に対する公金支出が脱法違法であるということですが、この報告書を見てみると、調査活動の庶務について、委員らが直接外部事業者と契約をして、アンケートの収集などをやらせていた、こんなのは、勝手にやらせてはいけないわけですよ。そういうようなことを監視しないといけないところを、こういうやり方をやっている。

原則、こういうのは、地方公共団体では禁止されているものです。中抜きがあっても困るわけだから。こういうところが、今、調査を委託する上で、しっかりしていなかったのではないかと主張しているわけです。

そして、公務上の脱法行為ですが、調査員たちの選定をするときに、神奈川県弁護士会だけに、見積書も徴取せずに、市が支払い条件を出した。時給2万円と、神奈川県弁護士会だけに出した。なぜそのようなことをするのか。弁護士業界でも今は自由競争になっていて、例えばこういう調査をしたんだというのを神奈川県弁護士会本体に投げかけるとか、第一東京弁護士会に投げかけて、見積もりを取り合わせば、廉価なコストでできるかもしれないし、紹介された弁護士が相応しいかどうかもある。それを怠って、なぜ、神奈川県弁護士会だけ頼んだのか。しかも、その報酬額というか謝金額を一律2万円で決めたのかが不思議だ。これがもし随意契約であるならば、随意契約の理由書というのをつけなければいけません。随意契約の理由書をつけるというのは横浜市契約規則に記載があり、随意契約にはどういう随意契約をするかということが載っています。まず、見積書を取るときには、随意契約でも2人以上からの見積もりを取らないといけないということと、契約の性質だとか、目的により特定せざるを得ないとき、これを、神奈川県弁護士会だけに特定できるわけじゃありません、他にもチャンスがあるわけですから。だからその見積書を取ればいいんじゃないか。あと、災害の発生等による緊急を要する時、今回は急なことだからこれに該当するかもしれないんですけども、本来ならば、この随意契約理由書の、この(2)で、緊急に必要な場合なんだとか、(1)の特定せざるを得ないときだということを明示しなければいけないけど、そういうことも書いていない。見積書も取らないで自分たちで勝手に、時給2万円で決めている。こういうのは良くない、公正中立にやるためには、適切な弁護士を選んで適切なプライスでやるべきじゃないのかというのがこちらの主張でございます。今回、コンプライアンス推進課が、弁護士1人1人に、ひと月100万円目安だというを出してはいるんですけども、1人1人にそういう契約依頼書を出すんじゃなくて、総合金額、今回、話によると3,200万円かかった。令和8年だけでは2,400万になるんですけど、2,400万円のこういう事業に対して、数枚の依頼書だけでね、毎月1人1人にバラバラに分けてやるのがいいのか。契約書を結んだ場合には印紙を貼らなければいけません、3,000万円だとすると20万円の印紙ですけども、そういうことまできちっとやらないと、あの紙1枚だけで、3,000万円動かすというわけにもいかないのではないかとということで、請求人とすれば、差止請求をしたというわけです。これは地方自治法の234条の第5項にもありますし、横浜市の契約規則でも契約書を作成する、契約書をもし作成できないような事由がある場合には、見積書あるいは請書を出すということがあって、本件の請求書の中では、これは違法であるという主張をしているところです。脱法というのは先ほど申しましたように、個人個人1人1人に、公金支出をばらまいて、毎月ごとにその額を100万円に抑えたというのが脱法だということになります。この点ですね、契約書については、日本弁護士連合会、弁護士の報酬に関する規定というのもございまして、やはり契約書は作成するべきだということを書いております。だから、なぜこういうことをやらないのか。横浜市の無料法律相談、市民局がやってるものはしっかりした契約書2,000万円のビジネスなんですけれども、印紙までしっかり貼っている。それができていて、なぜこのコンプラが、契約書も作らない印紙も貼らない、あの紙で3,000万円動かすのは、なぜそんなことができるのかという気持ちになっております。

あともう一つ言っておかないといけないのは、X市長もそうだし、市会議員の皆さんもそうですが、本件の調査、第三者調査委員会なのか、第三者による調査なのか、この辺が曖昧です。なぜそん

なことが起こったのか。市会の方々は調査委員会、X市長まで調査委員会と言っていますが、これはコンプライアンス推進課が神奈川県弁護士会の会長宛に、調査員の紹介斡旋を依頼したときに、委員会の名称ということで出している。こういう委員会を開きたいと、要するに、横浜市の附属機関とか、特設委員会、市がコントロールする委員会だという言い方で、依頼を出している。それを見たら、委員会を作るんだと、普通は思いますよね。実際はそうじゃなかった。単なる3人の弁護士がそれぞれ、アンケートに答えた400人ぐらいのうち57人をヒアリングする。57人のヒアリングを6人の弁護士が聞いているのか、弁護士1人とヒアリング対象者1人1人でやってるのか、その辺も開示請求したところではわからない。1人のアンケートに答えた方をヒアリングするときに、やはり3人で聞いてみて、いろいろ質問したりして、本当の事情がどうなのかを調べるのが筋だと思いますが、その辺もはっきりしていない。57人という職員に対して弁護士2人がやったのか、3人がやったのか1人やったか、そうしないと時給の計算もいい加減になるというところですよ。

そろそろ時間になるのでサマリーしますと、今回のやり方自体がかなり利害関係を全体として持っている神奈川県弁護士会に定めたことというのは、いいのか。一度、第一東京弁護士会の第三者委員会の名簿リストでも見てみてどうなのかぐらいは検討してみるべきじゃないのか。神奈川県弁護士会、比較すると、この第三者委員の選定における体制がちょっと弱いのではないかな。元会長だとか元副会長をベースでやったのではないかな、令和8年度だけは候補者2名いたんで選挙に25年ぶりになったらいいけれども、その専門分野の弁護士の専門分野の中身だよなと思います。あと、弁護士連合会の弁護士の報酬に関する規定というものを遵守しないといけないのではないかな。それとですね。補助員3名追加になったけど、今回のこの事業で6人が本当に必要だったかどうか、これがどういう手分けになっていたか。はじめは3人だった、6人はどんな分担でどういうアクションをしたのか。令和8年7月30日の報告、6名が出て市会に報告していましたが、補助員の方は一切中身説明されなかった。どういう分担でやってたのか。例えば、それぞれの得意分野ごとにこの辺りを私はやりましたとか、言うべきではないのか。それも何もなかったんで、我々とすればみんなで何をやってたのということですよ。

最後に一番問題なのは、市長に一番身近に接している、政策経営国際戦略局の秘書部。この方々は8階のその市長室のすぐ横に事務所があります。だから、誰が、何が、トラブルになっていて出入り禁止になったのかとか、全部わかってる。外部で、公務である場合は市長秘書というのが4人いますが、それぞれ分担しながらやってる。大使たちの写真展、赤レンガでやった場合は、I課長補佐が令和5年も令和6年もやられてたということなので、その辺のヒアリングも、きちっとやらなきゃいけないということ。平素の8階の出来事、誰が何を騒ぎになってたのかとか、それは全部わかってるはずだから、今回の第三者の調査員というのは、この秘書部の職員、少なくとも市長秘書を集めて、地方公務員ですから、守秘義務があるんですけども、守秘義務解除の手続きをきちっとやって、何が起こったのかというのをやらないと、この第三者調査報告書が完成しない。ただ、アンケートに応じてヒアリングした57人だけの結果というのは、あくまで被害者だけの結果であって、加害者に一番近いこの秘書部の人間を調べ上げないといけないというふうなのを最後に申し上げたいと思います。以上。

2 関係職員の陳述

○ 関係職員

それでは、見解書についてご説明をさせていただきます。

(「別紙2 見解書」に基づき陳述)

3 監査委員から関係職員への質問

○ 前田監査委員

この契約について、陳述された見解書の3(2)イを見ると、委託契約ではなく調査委員等の活動時間に応じて算定する報酬費がなじむ、と、されていますが、報酬費としてなじむかどうかというのは、あくまでも金額算定の問題であって、契約としては委託契約ではありませんか。

○ 関係職員

委託契約と言いますと、市の方で仕様書を作成しまして、その業務について、第三者に業務をさせるということが想定されます。今回の調査につきましては、その調査対象、関係者の範囲や調査期間等も含めて、市から独立した立場で調査を行っていただくということが非常に重要であると考え、市の指揮監督の下で調査を行うということではない、という意味で、委託とはちょっと性質が異なると考えております。

○ 前田監査委員

おそらく法律上は、民事上の、準委任契約になるのではないのでしょうか。

○ 関係職員

民法の規定を詳細に承知はできていませんが、調査という行為と言いますか、それを第三者にお願いするものと捉えております。

○ 前田監査委員

委託契約ではないというのは、市の指揮監督に服さないという意味で、委託契約ではないとおっしゃっている。そういう意味ですね。

○ 関係職員

はい。

○ 前田監査委員

そうすると、民事上の準委任契約であるという法的性質とは矛盾しないですね。

○ 関係職員

はい、矛盾しないというのは、準委任契約……

○ 前田監査委員

おそらく法的に言うと、民法上の準委任契約になるはずです。委託契約というのは、市の指揮監督に服するという意味でおっしゃっているということですか。

○ 関係職員

はい。

○ 前田監査委員

そうすると結局、横浜市は、附属機関として、これを委託・委任したわけではないということになるでしょうか。

○ 関係職員

はい、附属機関とは考えておりません。

○ 前田監査委員

はい。では、次に、誰との契約ですか。

○ 関係職員

市が、6名の弁護士にそれぞれ依頼をし、承諾をしていただいておりますので、それぞれの個々の弁護士の方との契約と考えております。

○ 前田監査委員

提出された資料を見ると、A弁護士以外の承諾書は出ていませんが、取り付けていますか。

○ 関係職員

はい、取り付けております。

○ 前田監査委員

そうすると、6名との間の誓約、それは補助員という立場が、どうか。例えば、監査委員の立場から言うと、包括外部監査人を御存知ですか。

○ 関係職員

はい。

○ 前田監査委員

要するに、第三者、まさに独立した機関として。

○ 関係職員

はい。

○ 前田監査委員

この場合に、調査を受ける人及び補助者について、経歴等も全部出して、我々監査委員がチェックしています。

○ 関係職員

はい。

○ 前田監査委員

要するに、この人が本当に適当かどうか。例えば、失礼ながら、どんな大学出て、どういう職歴があって、どんな経験があるか。こういうものを全部出していただいた上で、補助者について判断していますが、そのようなことはされましたか。

○ 関係職員

はい。調査委員につきましては神奈川県弁護士会から、補助員につきましては推薦をいただいた調査委員の方から、おっしゃるような職歴と言いますか、そういったものはいただいております。

○ 前田監査委員

はい。次に、他の弁護士会、神奈川県弁護士会以外に、相見積もり又は問合せをしなかった理由は何ですか。

○ 関係職員

見解書でも少し記載させていただきましたが、神奈川県弁護士会は非常に、東京に比べれば少ないかもしれませんが、それでもかなりの弁護士の方が所属されておりまして、その中で、先ほど御説明した利害関係を有しない弁護士の方を推薦いただくことは十分可能であると考えまして、まずは、神奈川県弁護士会に、地元の弁護士会ということで依頼したものでございます。

○ 前田監査委員

請求人は相見積もりを取らなかったことが理解できないとおっしゃっていますが、その点はどうですか。

○ 関係職員

依頼に応じていただけないということがもしあれば、他の弁護士会にもお願いするということは選択肢としてはあり得たかと思いますが、まずは神奈川県弁護士会と考えたところでございます。

○ 前田監査委員

タイムチャージの1時間20,000円というのは、一般的な法律相談が概ね3時間で25,000円程度なので、決して高いとは思いますが、金銭的な面で、ほかの弁護士会の規程や算出基準などを見たことはありますか。

○ 関係職員

他都市で行われている第三者調査における、弁護士会への報酬額は、参考にしております。だいたい同水準であると認識しております。

○ 前田監査委員

関連して伺いたいのは、今までもこのような第三者調査というものは何回もあったと思いますが、それらと今回と、どこか違ったりするところがありますか。

○ 関係職員

横浜市においてですか。

○ 前田監査委員

はい。

○ 関係職員

横浜市におきましては、直近ですと教育委員会の方で行われた調査があったかと思えますけれども、そこと何か違うかと言われると、ちょっと今すぐは……。もちろん調査の内容等や、弁護士の人数は異なっておりますけれども、神奈川県弁護士会に依頼するということでは共通と思っております。

○ 前田監査委員

報酬基準等も、ほぼ共通ですか。

○ 関係職員

報酬基準も、ほぼ共通だったと思います。

○ 前田監査委員

今まで神奈川県弁護士会に依頼して、何か不都合なことが起きたことはありますか。

○ 関係職員

私が知る限り、特に承知をしておりません。

○ 前田監査委員

今回、既に報告を受けていますが、何か問題となるような報告内容とか、手法とか、そういう点は見られましたか。

○ 関係職員

いいえ、調査報告書を公表して以降、特にそういったことはございません。

○ 前田監査委員

今回の件は市会の全会一致で依頼されて、しかも市長のパワハラですから、緊急性・独立性がすごく問われるところだったということも、いろいろ判断するときの材料にしましたか。

○ 関係職員

はい。当事者が市長だということで、高い独立性、それは市会の決議におきまして、市長らの恣意が入らないような調査をするべきだという文言もいただいておりますので、そういったことは十分踏まえて検討をいたしました。

○ 前田監査委員

特に市長だけに、急ぐ必要がありましたよね。

○ 関係職員

そうですね、はい。

○ 前田監査委員

それで、これは月末締め翌月 10 日払いですので、7 月までの分で……公開できるのかどうかわかりませんが、これまでにいくら支払ったのでしょうか。

○ 関係職員

実は今日が支払日になっておりまして、ちょっとまだ、細かい金額は申し上げられませんが、約 32,000,000 円ということは変わりません。

○ 前田監査委員

はい。以上です。

4 請求人の意見表明

○ 請求人

これは基本的には業務委託契約になると思います。業務委託契約には、委任契約と準委員契約と請負契約の三つがございます。

市民局がやっている無料法律相談、これは業務委託です。これは多分、準委任なはずなんですけれども、なっています。今回、見解書の中で前田監査委員も御質問されましたけれども、これは何の契約なのか。要綱というのを作られたと思いますが、その成果物というものは、この調査結果報告書であるということになると、途中の 4 月、5 月、6 月の、もしくは 3 月の仕事というのは途中段階です。最終的なゴールが報告書であるとなれば、これは請負契約ではないか。その途中段階のヒアリングとか、そういうものに対してペイするのではなくて最後の 90 何ページかの報告書が成果物だとすると、それを請け負ったという面もあると思います。そういう観点からいくと、その辺を整理しないと、今回の支払いが依頼書だけで、本当に済ませるのか。6 人合作の全員で出した成果物の請負じゃないのという考え方もできるのではないかと思います。その観点から先ほども申しましたが、印紙を貼らなければいけないと。それもしないで 3,000 万円を動かすのか。どうもその辺の契約に関することところが深掘りしてないのではないかと。

あともう一点。弁護士の選定にあたっては、コンプライアンス推進課というのはだいたい全員ヤメ検の方なんです。K さん、H 弁護士、L さん、全部東京のヤメ検の弁護士さんですね。一人、M という弁護士、これも地検の小田原支部のヤメ検なんですけれども、ヤメ検の方をコンプライアンス推進課は選んでいる。今回この 6 名の中にヤメ検の方がいるんですか。やはり法律解釈をする時には、ヤメ検の方がいないと、やはり民弁の方では、何がどう抵触するかとかいうのがなかなか見れないわけで、弁護士会から推薦された方を鵜呑みにするんじゃなくて、それぞれ一人一人、そういう内面からチェックだとか、どういうところが得意種目の分野なのか、経営者側なのか被害者側なのか従業員側なのか、まあ、弁護士というのは二種類あるんですよ。医療訴訟に対しても、医療機関側なのか、患者側なのか、その配置によっては答えも変わる。今回私が指摘したこの三点、これが真偽不明で残ってるやつになるんですけれども、少なくともこの三つは白黒をつけないと、あの議員さんも他の市民も納得しないと。真偽不明のままで終わらせてはいけません。出入り禁止問題と大使館大使の

二頭身問題だとか、私用メールの扱い。実際に誰が何をしたのか。これが一番先々含めて重要なポイントだと思います。

(※請求に直接関連しない個人の経歴や記述は削除しています。)

(※陳述内容には、監査対象事項以外の部分も含まれます。)